

さいたま市内に住宅等を建築される事業者の皆様へ

～令和3年4月1日からごみ収集所の設置・利用に関する手続きが変わりました～

5戸以上の住宅を
新築する事業者

事前に近隣関係者の同意を得て、新たにごみ収集所を設置する必要があります。

4戸以下の住宅を
新築する事業者

既存の収集所を利用するにあたって、事前に管理者及び既存利用者の同意を得ることが必要です。

※同意を得ることができない場合は、管轄の清掃事務所に相談してください。

◎ごみ収集所の新設及び4戸以下で既存の収集所を利用する場合の流れは、次のとおりです。

ごみ収集所を新設（5戸以上の新築）する場合

収集所の新設について、清掃事務所に相談

近隣関係者（自治会長及び近隣住民）と事前に協議して同意を得る（要綱第6条）

「ごみ収集所設置に関する協議書」（様式第1号）及び必要書類の提出

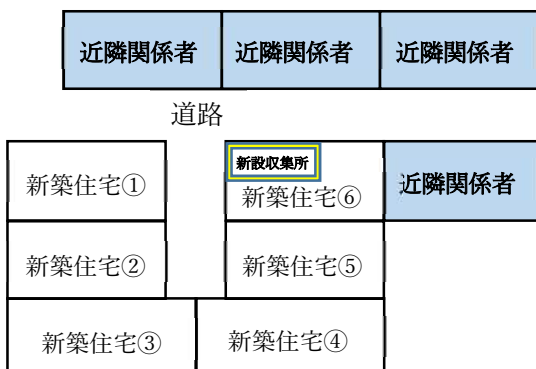
協議成立

ごみ収集所設置完了届（様式第3号）の提出

一般廃棄物（家庭ごみ）収集所に係る申請書（様式第4号）の提出

収集開始
（申請書の提出から収集開始まで2週間程かかります）

< 収集所を新設する場合の例 >



※5戸以上の住宅を新築する場合は、新たに収集所の設置が必要となります。

※要綱改正後は、「近隣関係者との協議記録」（様式第2号）の添付が必要となりましたのでご注意ください。

様式第2号

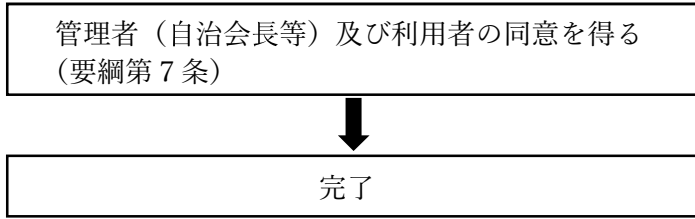
様式第2号（第6条関係）	
協議書番号（ - ）	
近隣関係者との協議記録	
建築物の所在及び地番	
協議日	※協議日が複数場合は追記してください。 年 月 日
協議者	例) ○○自治会長、自治会班長○○氏、近隣住民○○氏
協議内容	例) ごみ収集所設置及び利用について相談し了承を得ました。
自治（協力）会確認欄 自治（協力）会名称 会長氏名 自治（協力）会	
<small>※本人が手書きしない場合は記号印刷してください。</small>	

※自治会長の確認が必要となります。

もし、近隣関係者から同意を得られない場合は、協議内容欄に、経緯や理由を記入してください。

（裏面へつづく）

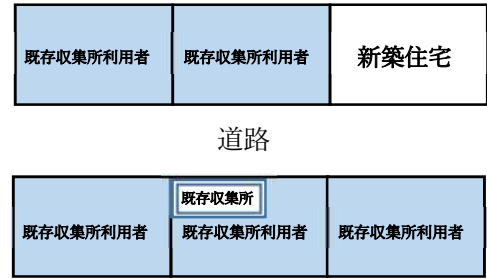
既存の収集所を利用（4戸以下の新築）する場合



※同意を得ることができない場合は、管轄の清掃事務所に相談してください。

(収集所を新設する場合は、申請書の提出から収集開始まで2週間程かかります。早めに相談してください。)

<既存の収集所を使う場合の例>



※1戸のみ新築する場合でも管理者及び利用者の同意が必要です。

※収集所を新設する場合の「近隣関係者」及び、既存収集所を使う場合の「管理者及び利用者」の範囲について収集所に隣接し、及び近接する者並びに当該範囲内に所属している自治会長とする。それによらない場合は、地域の実情に応じた者とする。収集所までの進入路が私道である場合は、私道の地権者も近隣関係とする。

「ごみ収集所設置に関する協議書」、「近隣関係者との協議記録」「ごみ収集所設置完了届」、「一般廃棄物（家庭ごみ）収集所に係る申請書」については、下記ホームページよりダウンロードしてご提出ください。

<ホームページ>

<https://www.city.saitama.jp/001/006/010/003/p002021.html>
 さいたま市トップページ>暮らし・手続き>上下水道・ごみ>
 家庭で出るごみ・し尿>ごみの出し方>家庭ごみの収集所>
 関連ダウンロードファイル



<問合せ先一覧>

担当業務及び地区	担当
○チラシの内容に関すること ○ごみの収集所の設置及び管理の基準等に関すること	廃棄物対策課 TEL 048-829-1336 FAX 048-829-1991
○ごみ収集所設置に関すること ○申請書の提出に関すること	各清掃事務所 (下記参照)
西区、北区、大宮区のうち高崎線から西側、中央区	西部清掃事務所 TEL 048-623-3899 FAX 048-622-9144
大宮区のうち高崎線から東側、見沼区、桜区、浦和区、南区、緑区、岩槻区	東部清掃事務所 TEL 048-878-0956 FAX 048-878-0960